

一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第5号及び冷凍保安規則第17条第1項第6号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて（内規）

1. 趣旨

本規程は、高圧ガスの製造を行う試験研究施設に係る変更の工事のうち、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事として、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第16条第1項第5号及び冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号。以下「冷凍則」という。）第17条第1項第6号（以下「一般則第15条第1項第5号等」という。）に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」に係る運用について定めるものである。なお、当該運用については、一般則第17条及び液石則第18条において第二種製造者に係る軽微な変更の工事について準用する場合（冷凍則適用の第二種製造者にはあつては、冷凍則第19条第5号の場合）も同様である。

2. 「経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」について

一般則第15条第1項第5号等中「経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」とは、4. の試験研究施設における変更の工事であつて、5. の要件に該当する者が、あらかじめ、6. の書類をもって、都道府県知事（試験研究施設を設置している事業所が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出たところにより実施するものとする。

3. 試験研究施設について

本規程において対象とする試験研究施設は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 事物、機能、現象等について新たな知見を得ることを目的とするもの
- (2) 利用可能な知見の新たな応用を考案することを目的とするもの

4. 試験研究施設変更工事について

本規程において対象とする試験研究施設に係る変更の工事（以下「試験研究施設変更工事」という。）は、次に掲げるものとする。

- （１） 高压ガス設備（特定設備を除く。）の変更（一般則第６条第１項第１３号、液石則第６条第１項第１９号若しくはコンビ則第５条第１項第１９号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの（「一般高压ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について」（２０１８０３２３保局第１２号）により認定を受けた者が、その認定の区分に基づき製造したものをいう。）又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事。ただし、既設の設備との間に溶接の現場加工が伴う場合、当該溶接の現場加工は（３）によるものとする。
- （２） 高压ガスが通る配管（付属するフランジ継手、ねじ接合継手等を含む。）の変更の工事（当該配管に付属するねじ接合継手が（１）の経済産業大臣が認める者の認定の区分「N－Ⅱ」又は「N－Ⅲ」に該当するものである場合を除く。）。ただし、既設の設備との間に溶接の現場加工が伴う場合について、当該溶接の現場作業は（３）によるものとする。
- （３）（１）及び（２）のただし書の溶接の現場加工は、次の①から③までに掲げる要件の全てに適合して実施されるものであること。
 - ① 溶接を行う者が、溶接施工要領書（WPS）を準備し、その溶接方法に応じた溶接施工確認試験記録（PQR）を有していること。
 - ② 溶接施工確認試験記録（PQR）が、JIS B 8285（压力容器の溶接施工方法の確認試験）等の压力容器に係る日本産業規格に基づき作成され、第三者検査機関の承認を受けているものであること。
 - ③ 実際に溶接作業に従事する者が、その溶接方法に応じた所定の資格を有していること。

５．届出に係る要件について

試験研究施設を設置している事業所の第一種製造者又は第二種製造者であって、法人のうち、次の（１）から（３）までに掲げる要件の全てに該当すると認められるものであること。

- （１） 法人の代表者が、試験研究施設（試験研究の内容を含む。）及び試験研究施設変更工事に係るリスクを認識、評価した上で、その保安の確保の責任を有することを明確に定め、かつ、文書化し、公表していること。なお、届出に係る事業所が複数ある場合には、その保安の確保の責任の文書化及び公表を、それぞれの事業所の長に委任することができる。
- （２） 試験研究施設の保安体制、役割等の事項を明確に定め、文書化していること。なお、当該事項には、試験研究施設変更工事の実施に係る責任者、情報管理に係る適切な手順及び文書の確認・見直しの確実な実施の方法について含めるものとする。
- （３） 試験研究施設変更工事に関する記録の保存・廃棄に係る基準及び手順を文書化していること。なお、当該記録の保存期間については、原則１０年以上とするが、当該期間未満において、当該試験研究施設の更なる変更の工事又は一部若しくは全部の廃止によって、当該記録の内容が示す試験研究施設の該当部分が存在しなくなったときは、それ以上の期間保存することを要しないこととする。

6. 都道府県知事等への届出について

2. により届出をしようとする者は、次に掲げる書類をもって都道府県知事等に提出しなければならない。

- (1) 様式第1の試験研究施設軽微変更工事実施者届書
- (2) 3. に掲げる試験研究施設であることを証する書類
- (3) 5. に掲げる要件に該当することを証する書類
- (4) 試験研究施設の概要その他参考となるべき事項を記載した書類

7. 届出に係る欠格事由について

次に掲げるいずれかに該当する者は、2. による届出を行うことができない。

- (1) 届出に係る試験研究施設を設置している事業所において高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過していない者。ただし、複数の高圧ガス製造事業所を有している者にあつては、そのいずれかの事業所において高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過しているときは、高圧ガスの製造を開始した日から2年を経過している者として扱うこととする。
- (2) 届出に係る試験研究施設を設置している事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から2年を経過していない者
- (3) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (4) 本規程による運用の停止を受け、その停止を終えた日から2年を経過していない者
- (5) その業務を行う役員のうちに(3)又は(4)に該当する者があるもの

備考Ⅰ (1)の「高圧ガスの製造を開始した日」とは、次に掲げるものとする。

- i) 第一種製造者にあつては、法第21条第1項の規定による製造の開始の届出を行った日
- ii) 第二種製造者のうち、法第5条第2項第1号に掲げる者にあつては、事業開始の日
- iii) 第二種製造者のうち、法第5条第2項第2号に掲げる者にあつては、製造開始の日

備考Ⅱ (2)の「高圧ガスによる災害」とは、次のいずれかに該当する事象を指すものとする。

- i) 負傷の程度に応じて、次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいい、軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満を負傷者をいう。

- ii) 直接損害額が2億円以上発生したもの
- iii) 次に掲げるいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの
 - イ) 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの
 - ロ) 事業所外で人的被害が発生したもの
 - ハ) 事業所外で物的被害が発生したもの
- iv) i) から iii) まで（ただし、iii) イ) を除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。対象となり得る災害の例としては、次のとおり。
 - イ) 大規模な爆発、破裂等が発生したもの
 - ロ) 事業所外に爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

8. 試験研究施設軽微変更工事実施者の義務について

6. の届出を行っている第一種製造者又は第二種製造者（以下「試験研究施設軽微変更工事実施者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 5. の要件に該当するように、適切に維持・管理を実施すること。
- (2) 届出を行っている6. の書類について、その内容に5. の要件に関する変更が生じたときは、遅滞なく、様式第2の試験研究施設軽微変更工事実施者変更届書に当該変更のあった部分について記載した明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に提出すること。
- (3) 試験研究施設軽微変更工事実施者としての取扱いを廃止するときは、遅滞なく、様式第3の試験研究施設軽微変更工事実施者廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に提出すること。
- (4) 試験研究施設の一部又は全部を休止又は廃止した場合には、遅滞なく、様式第4の試験研究施設休廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に提出すること。
- (5) 本規程に基づく運用を行うにあたり、都道府県知事等が特に必要と認めて付した条件がある場合には、当該条件を適切に実施すること。

9. 都道府県知事等による措置について

- (1) 都道府県知事等は、試験研究施設軽微変更工事実施者が次のいずれかに該当する場合には、試験研究施設軽微変更工事実施者としての取扱いを停止することができるものとする。
 - ① 届出に係る試験研究施設において、高圧ガスによる災害が発生したとき。
 - ② 届出に係る試験研究施設において、発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
 - ③ 法第36条第1項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第2項の規定による届出を行わなかったとき。
 - ④ 法第38条第1項又は第2項の規定による高圧ガスの製造の停止の命令を受けたとき。
 - ⑤ 法第39条第1号又は第2号の規定による措置を受けたとき。
 - ⑥ 5. の要件に該当していないと認められるとき。

- ⑦ 7. (3) 又は (5) に該当するに至ったとき。
- ⑧ 8. の義務の履行状況等に鑑み、試験研究施設軽微変更工事実施者としての適切な実施が困難と認められるとき。
- ⑨ 届出が不正な手段により行われたものであることが判明したとき。

備考Ⅰ ①の「高圧ガスによる災害が発生したとき」は、7. の備考Ⅱの i) から iv) までに掲げるいずれかの事象が発生したときとする。ただし、当該 i) から iv) までのいずれにも該当しない災害（ただし、少量の高圧ガスの漏えい又は試験研究施設軽微変更工事実施者自らの消火活動のみで鎮火され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは対象としない。）が1年間に2回又は5年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときは、①として取り扱うものとする。

備考Ⅱ ②の「発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき」は、次に掲げるいずれかの要件に該当する事象とする。

- i) 7. の備考Ⅱの i) から iii) まで（ただし、iii) イ) を除く。）に掲げるいずれかの事象の発生するおそれが相当程度あった事故と認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。
 - ii) i) の要件に該当しない事故（ただし、試験研究施設軽微変更工事実施者自らの消火活動のみで鎮火され、公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは対象としない。iii) において同じ。）が1年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。
 - iii) i) の要件に該当しない事故が1年間に2回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、備考Ⅰただし書の災害が過去1年間に1回発生していたとき。
- (2) 都道府県知事等は、試験研究施設軽微変更工事実施者としての取扱いに際して、公共の安全の維持又は災害の発生の防止を図るため必要最小限度に限り、かつ、不当の義務とならない範囲において、条件を付することができるものとする。

10. 試験研究施設軽微変更工事実施者の地位の承継について

- (1) 法第10条第1項又は第10条の2第1項の規定により第一種製造者又は第二種製造者の地位の承継があった場合において、当該第一種製造者又は第二種製造者が試験研究施設軽微変更工事実施者であるときは、当該第一種製造者又は第二種製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出て、試験研究施設軽微変更工事実施者の地位を承継することができる。
- (2) (1) により試験研究施設軽微変更工事実施者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第5の試験研究施設軽微変更工事実施者承継届書に6.(3)に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に提出しなければならない。

様式第 1

試験研究施設軽微変更工事実施者届書	※	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあつては「届出番号及び届出年月日」）			
対象とする試験研究施設の名称			
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※の箇所には、一般／コンビ／液石／冷凍の適用省令の区分を記載すること。
- 3 ×の印の項は記載しないこと。

様式第2

試験研究施設軽微変更工事実施者変更 届書	※	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあつては「届出番号及び届出年月日」）			
変更の内容			
変更の年月日			
変更の理由			
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※の箇所には、一般／コンビ／液石／冷凍の適用省令の区分を記載すること。
 - 3 ×の印の項は記載しないこと。

様式第 3

試験研究施設軽微変更工事実施者廃止 届書	※	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二 種製造者にあつては「届出番号及び届出 年月日」）			
廃止の内容			
廃止の年月日			
廃止の理由			
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※の箇所には、一般／コンビ／液石／冷凍の適用省令の区分を記載すること。
- 3 ×の印の項は記載しないこと。

様式第 4

試験研究施設休廃止届書	※	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
事業所所在地			
事業所の許可年月日及び許可番号（第二種製造者にあつては「届出番号及び届出年月日」）			
対象とする試験研究施設			
休廃止の内容			
休廃止の年月日			
休廃止の理由			
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ※の箇所には、一般／コンビ／液石／冷凍の適用省令の区分を記載すること。
- 3 ×の印の項は記載しないこと。

様式第 5

試験研究施設軽微変更工事実施者承継 届書	※	×整 理 番 号	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
承継された事業者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承継後の名称 (事業所の名称を含む。)			
事業所の許可年月日及び許可番号(第二 種製造者にあつては「届出番号及び届出 年月日」)			
事業所(本社)所在地			
備考			

年 月 日

代表者 氏 名

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ※の箇所には、一般／コンビ／液石／冷凍の適用省令の区分を記載すること。
 - 3 ×の印の項は記載しないこと。